

諮問実施機関：水俣病審査課

諮問日：令和4年（2022年）10月12日（諮問第219号）

答申日：令和5年（2023年）10月31日（答申情第179号）

事案名：平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容に関する文書について、令和4年（2022年）8月9日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和4年（2022年）7月4日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答には、「県が『上告受理申立て理由書』中に記載した『作為性』をどのように思うのか、ということにつきまして、『作為性』との表現は、感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ず、感覚障害の判断に当たって、医学書に書かれていることから用いたもの」と記載されていた。

①熊本県が用いた医学書（「神経診断を学ぶ人のために」及び「精神疾患の診断・統計マニュアル」）で、「人格」との文言が分かる箇所の文書。（以下「本件開示請求①」という。）

②被検者のどのような応答を、同県は「作為性」と考えているのか。この応答が分かる文書。（以下「本件開示請求②」という。）

③②の応答で、感覚障害の検査に影響を及ぼしたことがあったのか。この影響が分かる文書。（以下「本件開示請求③」という。）

- 2 令和4年（2022年）8月9日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求①から本件開示請求③までに係る行政文

書について、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

- 3 令和4年（2022年）9月12日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定に係る処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年（2022年）10月12日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定に係る処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 熊本県知事(実施機関)が開示した「行政文書を保有していない理由(検討)」には、「上告受理申立て理由書」中に記載された「作為性」が、「専門書等」とされる「神経診断学を学ぶ人のために」及び「精神疾患の診断・統計マニュアル」から用いたものとあった。熊本県が当該医学書等から用いたものなら、「作為性」の文言が分かる箇所の文書は存在したはずである。
- (2) 熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答には、「県が『上告受理申立て理由書』中に記載した『作為性』をどのように思うのか、ということにつきまして、『作為性』との表現は、感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ず、感覚障害の判断に当たって、医学書に書かれていることから用いたもの」というものであった。熊本県が当該感覚障害の検査に際して、被検者の応答に頼らざるを得ないのであれば、どのような応答を作為性と実施機関は考えているのか。また、被検者の応答で感覚障害の検査に影響を及ぼしたことが分かる文書は存在したはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

開示請求のあった①から③の文書は存在しないため、行政文書不存在による不開示決定を行った。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求①について

ア 当審議会において、実施機関に対し、本件開示請求①について、どのようなものを対象文書と認識し、また当該文書が不存在であると判断したのかについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

実施機関が令和2年(2020年)4月10日付けで開示決定を行い審査請求人に対して開示した文書(『行政文書を保有していない理由』別紙に係る検討資料)で例示した医学書(「神経診断を学ぶ人のために」及び「精神疾患の診断・統計マニュアル」。以下これらを「本件医学書」という。)の一部は、国、熊本県が被告となった水俣病関係訴訟等において、国、熊本県が申請者の感覚障害の原因が中枢に由来しないと判断する事例を説明する資料として提出したものである。

実施機関では、裁判所に証拠として提出した本件医学書の該当部分を対象文書とし、いずれにも「人格」との文言が記載されていなかったため、不存在と判断した。

イ 審査請求人は、本件医学書で「人格」との文言が分かる箇所の文書について開示を求めているが、実施機関において、本件医学書の該当部分に「人格」との文言が記載されていないことを確認していることからすれば、本件開示請求①に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得る。

(2) 本件開示請求②について

ア 実施機関に対し、本件開示請求②について、どのようなものを対象文書と認識し、また当該文書が不存在であると判断したのかについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

検診時での受診者の「作為性」についての判断基準に関する文書を対象文書と判断し、実施機関では何ら基準を定めておらず文書を作成していないため、不存在とした。

イ 一方、審査請求人は、本件開示請求②の理由として、前記第3の2のとおり「上告受理申立て理由書」中に記載された「作為性」が、本件医学書から用いたものならば、「作為性」の文言が分かる箇所の文書は存在したはずである旨主張している。

ウ 当審議会において、審査請求人からの質問書に対する回答(「平成30年

10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答」。以下「回答書」という。)の内容について確認したところ、次のとおり記載があった。

「県が『上告受理申立て理由書』中に記載した『作為性』をどのように思うのか」ということにつきまして、「作為性」との表現は、感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ず、感覚障害の判断に当たって、医学書に書かれていることから用いたものです。

エ この回答書に関して、実施機関に対し、本件医学書に「作為性」との文言又はその文言に言及した記載があるのかについて説明を求めたところ、そのような記載はないとのことであった。

オ ウの回答書からは、本件医学書には「作為性」との文言が記載されているようにも読める一方、エの説明では、本件医学書に「作為性」との文言に関する記載はないとしており、内容に整合がとれないため、さらに実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

回答書は、本件医学書に「作為性」との記載があるという趣旨で書いたものではない。神経内科の検査では、本人の応答に依拠せざるを得ず、本人の内的要因や外的環境の影響を受けやすいということについては本件医学書にも記載があるという趣旨を説明しているものである。

カ これらのことからすると、回答書が、本件医学書に「作為性」との記載があるという趣旨で書かれたものでないならば、本件医学書に「作為性」の記載がないとする実施機関の説明にも一応の合理性が認められる。

キ また、実施機関では、本件医学書以外にも、裁判の書証として提出した別の医学書の中に「作為性」に関する記載がないかどうかについて確認したが、記載はなかったとのことであった。

ク なお、実施機関に対し、被検者に対する感覚障害の検査結果に関して通常どのような文書を作成し、記載するのかについて説明を求めたところ、検診を担当する脳神経内科の専門医が検査結果を検診録(以下「カルテ」という。)に記載するとのことであった。

そこで、実施機関に対し、カルテに書かれる内容の中に、実施機関が「作為性」と考える応答に関する記載はないのかについて確認したところ、カルテは専門医があくまで検査所見を記載する資料であり、「作為性」については記述していないとのことであった。また、水俣病の認定は、実施機関とは別の審査会において、認定基準に沿って総合的に判断されるものであり、認定基準上に「作為性」に関する項目はないとのことであった。当審議会においても、カルテ様式及び認定基準を確認したが、「作為性」に関する項目は見受けられなかった。

ケ 以上を総合的に勘案すれば、本件開示請求②に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯し得る。

(3) 本件開示請求③について

ア 当審議会において、実施機関に対し、本件開示請求③について、どのようなものを対象文書と認識し、また当該文書が存在しないと判断したのかについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

審査請求人は、作為性に関する本件開示請求②の文書の存在を前提に本件開示請求③を行ったと判断し、そもそも本件開示請求②の文書が存在しないことから本件開示請求③に相当する文書も作成されていないため、不存在とした。

イ なお、当審議会において、実施機関に対し、被検者の応答が、感覚障害の検査結果にどのような影響を与えるかについて記載した文書を保有していないのかについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響については、医学的なコンセンサスを得られている内容のため、文書は保有していない。実際に被検者の応答が感覚障害の検査結果に影響を与えたかどうかについては、検診医の判断によることとなる。

ウ 実施機関が、被検者の応答が感覚障害の検査結果に与える影響について、医学的なコンセンサスを得られている内容と判断しているのであれば、その影響について記載した文書を保有していないとする説明に特段不自然、不合理な点は認められない。また、実際に検診結果に与えたかどうかは検診医において判断されるとのことからすると、本件開示請求③に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯し得る。

(4) 小括

以上のことから、本件開示請求①から本件開示請求③までにに関する行政文書の不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
-------	-----------

令和4年（2022年）10月12日	・ 諮問（第219号）
令和5年（2023年）7月19日	・ 審議
令和5年（2023年）8月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和5年（2023年）9月27日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
 委 員 朝田とも子
 委 員 甲斐 郁子
 委 員 齊藤 信子
 委 員 関 智弘